

山口県内水面漁業振興計画

平成28年（2016年）10月

山 口 県

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

内水面漁業¹は、多彩な淡水性魚介類の供給により県民の健康で豊かな食生活を実現するための重要な一翼を担っているほか、内水面漁業者による種苗²放流などの増殖活動や漁場環境の保全・管理を通じて釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を提供することにより都市との交流を促進する等の多面的機能を有しており、豊かな県民生活の形成に大きく寄与しています。

一方、本県における内水面漁業協同組合の正組合員は、平成 10 年度（1998 年）に 5,177 人であったものが、平成 26 年度（2014 年）には 2,628 人に減少しており、内水面漁業の生産体制の脆弱化により、内水面の水産物の安定的な供給や内水面漁業が有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にあります。内水面漁業が盛んな地域には、内水面漁業と農林業、観光業等とが密接に関連しながら地域産業を形成している中山間地域も多いことから、内水面漁業の脆弱化は、中山間地域の活力の低下にもつながるおそれがあります。

さらには、採捕者の減少、河川等の内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス³等の特定外来生物及びカワウ⁴の生息域の拡大と食害等の課題にも直面しています。

このような、本県における内水面漁業をめぐる状況を踏まえ、内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、内水面水産資源の回復に関する基本的事項、内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項、その他内水面漁業の振興に関する施策を定め、内水面漁業の有する水産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって県民がその恵みをうけることができるよう計画を策定するものです。

なお、この県計画は、法第 9 条第 1 項の規定に基づく基本方針に即して、概ね 5 年毎に見直し、所要の変更を行うこととします。

(2) 計画の期間

平成 28 年度（2016 年）から平成 30 年度（2018 年）まで

1 河川や湖沼などの淡水や汽水域で営まれている漁業のこと。本県では、アユをはじめモクズガニ、ウナギなどの漁業が各地の河川で行われている。

2 増殖・養殖などを目的として人工的に生産した卵・稚魚など。

3 通称「ブラックバス」と呼ばれる魚。スズキ目サンフィッシュ科オオクチバス属に属する。天然分布は、メキシコ北東部からアメリカフロリダ州であるが、食用として人為的に日本に移入されて以降、ゲームフィッシング用の魚として全国に放流され、分布域を拡大。貪欲な肉食性で在来種を駆逐することから問題となっている。

4 魚食性の大型の水鳥。主に沿岸部や河川湖沼で摂餌。1日1羽あたりの捕食量（約 500g）が多く、潜水して捕食できることから、特に河川、湖沼における漁業被害が問題となっている。

2 内水面漁業振興に向けての方策

(1) 内水面水産資源の回復に関する施策

① 冷水病¹に強い県内河川産のアユ種苗の安定供給

県内の河川環境に適応し、再生産に寄与する優良な放流用のアユ種苗を生産するため、県内河川産のアユを親とした種苗性（冷水病に強いなど）の高い放流用種苗の試験研究を実施します。

② 内水面有用資源の増殖対策の推進

ア アユ増殖対策

各河川の特長に応じた効果的なアユの放流手法や天然資源の増大手法の試験研究を行い、得られた成果を内水面漁協に普及・指導するとともに、内水面漁協が行う産卵場造成等の取組を支援します。

イ モクズガニ²増殖対策

モクズガニ資源の増大を図るため、内水面漁協が行う中間育成の取組等の増殖対策に対して技術的な指導を行い、増殖対策を推進します。

ウ その他重要な魚種の増殖対策

年間を通じた漁場の有効利用を図るため、アユ、モクズガニ以外の重要な魚種についても、内水面漁協が行う産卵場の造成等について、技術的な指導を行い、増殖対策を推進します。

③ 食害動物対策の推進

ア カワウ対策

平成 26 年（2014 年）3 月に策定した「第二種特定鳥獣（カワウ）管理計画³」及び平成 27 年（2015 年）8 月に中国四国地区の関係機関を構成員とする広域協議会により策定された「中国四国カワウ広域管理指針⁴」に基づき、関係者と適切に役割を分担しながら、科学的知見に基づいた順応的な管理⁵を推進することにより、カワウによる被害の軽減を図ります。

¹ 低水温時にアユ等に発生する細菌性の感染症。平成 8 年(1996 年)以降、全国で相次いでいる。

² イワガニ科に属するカニで、食用として有名な「上海蟹」（チュウゴクモクズガニ）の同属異種。日本のほぼ全域の河川に生息し、淡水域に生息する甲殻類としては最大。各地域の特産物として伝統的に利用されている。河川を上って成長し、海まで下って産卵する。

³ 個体数が著しく増加し、農林水産業等への被害が深刻化している特定の鳥獣について、科学的な知見に基づいて個体群を管理するために定める鳥獣保護管理法に基づく計画

⁴ 広域に移動するカワウの保護管理を効果的に実施するため、中国四国地区の関係機関が広域連携するために定めた指針

⁵ 計画における未来予測の不確実性を認め、計画を継続的なモニタリング評価と検証によって随時見直しと修正を行いながら管理する、マネジメント手法

具体的には、「カワウ被害対策強化の考え方」（平成 26 年（2014 年）4 月 23 日農林水産省・環境省公表）に掲げられている平成 35 年度（2023 年度）までに被害を与えるカワウの個体数半減の目標の達成に向け、内水面漁協が行っている採食地等におけるカワウ食害防除対策の取組を支援するとともに、大規模コロニーにおけるカワウの個体数調整、新規のねぐら¹、コロニー²の除去等に取り組みます。

イ 外来魚対策

オオクチバス等の特定外来生物³による水産資源に対する被害を防止するため、人工産卵床⁴等の効率的な防除手法の普及、及び内水面漁協が実施している駆除の取組を支援します

④ 養殖業の振興

養殖水産物の品質向上、加工による付加価値向上等の取組に対する技術的な支援を行うとともに、品質の高い養殖水産物、加工品等については、首都圏等で認知度向上に向けた PR を行い、販路拡大に向けた取組を支援します。

また、安全な水産物の提供を維持するため、魚類防疫や水産用医薬品の適正使用など、養殖衛生管理の指導・普及を行います。

⑤ 水産資源に係る伝染性疾病の予防等

ア 冷水病、エドワジエラ・イクタルリ感染症⁵のまん延防止措置について
アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症のまん延防止を図るため、種苗放流前の保菌検査を行います。

イ コイヘルペスウイルス (KHV) 病⁶のまん延防止措置について

KHV 病のまん延防止を図るため、県内の養鯉業者を対象としたモニタリングを実施するとともに、必要な防疫指導を行います。

また、KHV 病の発生が確認された場合は、持続的養殖生産確保法等に基

1 カワウが夜間に休息する場所のこと。

2 カワウが繁殖を行う場所のこと。

3 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

4 オオクチバスが好む産卵場所（産卵床）を人工的に作製したもの。産みつけられた卵の段階で効率的に駆除を行う。

5 高水温時にアユ等が被害を受ける細菌性の病気

6 コイヘルペスウイルスと呼ばれるウイルスにコイが感染することで発生するコイ特有の病気。死亡率、感染力が高く、発生した場合、重大な損害を与えることから持続的養殖生産確保法において「特定疾病」に指定されている。なお、感染したコイに接触したり食べたりしても、人が感染し、健康被害を受けることはない。

づき適切に対応し、まん延防止措置を速やかに講じます。

ウ その他重大な影響を与える疾病のまん延防止措置について

その他重大な影響を与える疾病のまん延防止を図るため、関係者に対して疾病に関する知識と情報の普及・啓発を図り、疾病の早期発見と予防に努めます。

(2) 内水面における漁場環境の再生に関する施策

① 水産資源の生育に資する水質の確保

内水面の水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、生活排水については、関係市町に対して、地域の実情に応じた排水処理施設の整備を促し、工場・事業場からの排水については、法や条例等に基づき、排水規制¹や排出低減に関する監視や指導を徹底します。

② 水産資源の生育に資する水量の確保

水産資源の生育等に資する水量が維持されるよう、関係機関等との調整に努めるとともに、継続的な状況把握に努めます。

③ 森林の整備及び保全

森林の有する水源の涵養²機能の発揮により良質な水の安定供給を確保し、水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な保育、間伐等の森林の整備を推進するとともに、治山施設の整備や保安林の適切な管理等による森林の保全を推進します。また、漁業関係者を含め、ボランティア団体、企業など、幅広い県民の参加による森林づくり活動等を推進します。

④ 水産資源の生育に資する施設の整備

水産動物の遡上・降下環境の改善のため、堰等の河川横断施設について、水産動物の移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全等を考慮しながら、魚道³の設置、改良及び適切な維持管理を推進します。

⑤ 自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等を保全・創出することを全ての川づくりの基本として河川

¹ 水質汚濁防止法等に基づく排水基準により、工場・事業場から公共用水域に排水される水に対する規制

² 森林の土壌が、降水を貯留することにより、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、川の流量を安定させる機能。広い意味では、雨水が森林土壌を通過することによる、水質浄化機能も含まれる。

³ 河川の中で水生生物の移動を妨げる堰堤などに設置して、生物の移動を助ける構造物

管理を行うこととし、河川整備に当たっては、水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全にも資するよう、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備を推進するよう努めます。

(3) その他の内水面漁業の振興に関する施策

① 多面的機能の発揮に資する取組への支援等

内水面漁業が有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者と地域住民等が連携して行う内水面における水草の除去、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための取組を、市町とともに支援します。

② 森・里・川・海のつながりを重視した取組の推進

豊かなふるさとの森と里と川と海を保全・創造するため、森・里・川・海に関係する人々が連携する一体的な取組を推進します。